

事務連絡
令和5年5月12日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令等について

本日、建設業における中長期的な担い手の確保・育成を図るため、建設業法に基づく技術検定の受検資格の見直しや、一般建設業許可の営業所専任技術者の要件の緩和等を行う「施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令（令和5年国土交通省令第43号）」及び「関連告示（令和5年国土交通省告示第513～524号）」が公布されました。

改正内容につきましては別添のとおりですので、貴職におかれましては、貴団体傘下の建設業者に御周知いただきますようお願いいたします。